

鈴木秀和議員からの一般質問

【交渉がストップしているリニア残土問題について】

【瑞浪市大湫町の問題を踏まえた美佐野トンネルの着手条件について】

○鈴木議員

リニア残土問題については、5月の瑞浪市大湫町での井戸の水枯れ問題を受け、JR東海との交渉がストップして半年以上が経過しました。瑞浪市大湫町の問題は、トンネル工事そのものに起因する事象で、残土問題とは別物かなと思います。御嵩町においては、残土問題の方向性を具体化しない限り、発生土置き場の目途がつかないわけですから、トンネル工事そのものにも着手できないということになります。瑞浪市大湫町の問題は、県の環境影響評価審査会が5月以降8回開催され、審議されています。私も傍聴していますが、何が原因かについては、ある程度明らかになってきたように思います。一方、解決策については、これまでのところJR東海からの具体的提案がなく、持ち越しになっており、目処がつかない状況です。そんな中、町は9月7日に初めて全町民向けのリニア事業に関する説明・意見交換会を開催し、10月には議員に対しリニア事業に関する勉強会を実施され、情報提供や意見を聞くなど、今後の方針について検討されていると承知しています。そこで質問は、1. 美佐野トンネルにおける残土問題に対する方針、2. 瑞浪市大湫町の水枯れ問題・地盤沈下問題を踏まえた美佐野トンネル工事の着手条件、の大項目2点について伺います。なお、質問は最後にまとめて簡潔に申し上げます。

大項目1番目、交渉がストップしている残土問題について伺います。残土問題は、整理すると、要対策土などへの対応と健全土置き場と重要湿地の関係、この2点に絞られると思います。

まず、要対策土への対応ですが、町長は町有地である候補地Bへの恒久処分は認められない、と明言されました。恒久処分を認めない理由として、遮水シートの安全性に対する懸念および近隣他市の対応、すなわち、瑞浪市・可児市・多治見市は、要対策土は市外へ持ち出し、処理工場での処理もしくは海洋埋立て等で対応している事実から、要対策土の受け入れはあってはならないこと、と回答されました。しかしながら、候補地B以外では、受け入れ余地があるような曖昧な部分を残した発言に聞こえました。そのようなことはないと思いますが、町としては御嵩町内に要対策土の恒久処分は認めない方針である、ということよろしいでしょうか。ここで確認をしておきたいと思います。

2番目、次に健全土置き場と重要湿地の関係についてです。まず健全土であるための判定検査ですが、1日1回もしくは1,500㎡に1回、これはトラック1台5㎡とした場合に300台に相当する台数に1回だけということになります。この検査体制では、健全土と判定された発生土に要対策土が混入する危険性があることから、検査体制の充実は必須であると考えます。トンネル工事に伴う発生土の処理責任は、排出者であるJR東海にあります。トンネル坑口のある市町村が発生土を受け入れなければならない、などという決まりもルールもありません。JR東海は、フォーラムなどでもそれは認めており、あくまで発生土置き場案は、JR東海としてのお願いであると説明しています。近隣他市の健全土の対応について申し上げます。瑞浪市、坑口から近い場所に民間の残土処分事業地、容量約121万㎡があり、坑口からベルトコンベアで搬出して造成事業をしています。造成後、何に活用されるかは情報が得られていません。可児市、坑口からそれほど遠くない民間の砂利を取った跡地の埋立て事業地、容量約80万㎡にトラックで運搬しています。許可標識によると、埋立て目的は、資材置き場造成工事と書かれています。多治見市、坑口から248号バイパスを挟んで反対側にある民間の砂利を取った土地の埋立て事業地、容量約63万㎡にベルトコンベアで搬出しています。許可標識によると、埋立て目的は資材置き場の拡張と書かれています。3市とも、坑口近くに民間の残土を受ける処分場があり、一般用地に盛土をして処分している事例はございません。御嵩町内には、瑞浪・可児・多治見のような大規模な民間処分場はありません。先ほど申し上げたとおり、町内で受け入れなければならない決まり、ルールはあ

りませんが、できる範囲での協力はやむを得ないと思います。ただし、今回JR東海が提案している計画地は環境省が定める重要湿地のエリアであり、保全保護が重要なことはJR東海、御嵩町共に認めているところです。重要湿地の範囲について、線が引かれているわけではありませんが、湿地の主要な植物であるハナノキ分布エリアが重要湿地エリアに重なるとの考えは概ね妥当であると思います。平成24年のリニア計画についての環境影響評価方法書に対し、リニアのルートとして重要湿地を回避するよう慎重に検討すること、と岐阜県知事がコメントし、JR東海も重要湿地を回避すると回答しています。美佐野が重要湿地に選定されたのは、この方法書より4年ほど後ですので、ルートを回避せよ、とまでは言えないですが、重要湿地を残土置き場にする行為は許されるものではない、ということは誰もが思うところではないでしょうか。現在、美佐野工区からの発生土量の見込みは、約90万 m^3 とのことです。うち要対策土が22万 m^3 位であろうと想定されていますので、健全土は68万 m^3 となります。JR東海が取得済みの候補地Aは、約40万 m^3 の盛土が計画されているので、候補地Bには残りの28万 m^3 という計算になります。候補地Bは全てが町有地であり、ハナノキ分布等から重要湿地エリアと認められるので、町としては重要湿地を守り、保護保全すべきであり、候補地Bの盛土計画に応じるべきではないと思います。今、新庁舎計画地で盛土材が約10万 m^3 必要となっています。そこに健全土が活用できれば、残りは18万 m^3 です。耕作放棄地などを埋めてほしいという町民の声、あるいは廃止したため池の埋め戻しに利用できないかといった声もあります。可能性は不明で、また1ヶ所あたりの量も少ないですが、JR東海の申し出を受ける待ちの姿勢ではなく、町として協力できることを探す姿勢が必要ではないでしょうか。健全土置き場の盛土構造について、盛土の高さが15m以上ある計画ですので、有識者による高盛土委員会の評価を受ける必要があり、候補地A、Bの盛土計画に対する委員会の評価結果が開示されています。それによれば、設計・施工にあたり、次の事項に配慮すべきと書かれています。①締固めに適した粒度の盛土材とすること。②現地状況に即した排水対策を施す。③法面の表層保護が必要であること。などです。町は、町主導による安全性のチェック、監視体制の構築をJR東海と協議すると言われていますが、町主導とは具体的に誰がチェック、監視することを想定しているのでしょうか。町として予算をつけて、有識者・専門家を確保する考えでしょうか。

盛土についても一つ。トンネル残土は廃棄物ではありません。国・県の建設残土に関するガイドラインなどに記載のとおり、有効活用することが原則です。JR東海の盛土計画は有効活用でしょうか。私には単なる残土処分場にしか見えませんが、いかがでしょうか。さて、町長は健全土について、「受け入れを一切認めず、協議に応じないとはしない。JR東海と協議、協力しながら保全対策を進める。」とまとめられておりますが、やや抽象的で、具体的にどのような内容で交渉するのか、その考えがはっきりしていません。今、私が申し述べてきたとおり、候補地Bは重要湿地として環境保全を優先すべきであり、残土置き場とすべきではない、との判断になると思いますし、またその判断はリニア審議会の答申に沿った内容であると思います。少なくとも候補地Bは守ってほしい、というのが多数の町民の願いと私は受けとめています。先般の町民説明会で、町民の方から指摘があったとおり、重要湿地の対応については、日本中の名だたる環境団体が保護保全すべきと声を上げ、町の対応に注目しています。環境を守った御嵩町と評価されるのか、環境を破壊した御嵩町と評価されるのか、町長の英断次第だと思います。

次に、大項目2つ目、美佐野トンネル工事の着手条件について伺います。大手ゼネコンで長年トンネル工事を担当してきた私の友人の話です。トンネル工事に先立ち、ルート上における地上からのボーリング、電気探査、さらにはトンネル方向への水平ボーリングなどの事前調査を行い、文献や過去の記録を参考に、専門家が地質状況を判定し、トンネル工事の設計を行います。地中のことですから全てを把握できるわけではありません。しかしながら、事前調査により地層の変わり目、断層の有無など、注意すべきポイントはある程度想定されるので、設計は設計として受け入れたうえで、工事屋としては掘削しながら常に切羽、切羽というのはトンネル最先端の掘削面のことを言いますが、その切羽の状況を見て、湧水が出

12月10日(火)

るようなら水対策を、柔らかそうな地質になれば崩れないための補強する、といった毎日の状況把握とその対策の繰り返しが重要である、と教えてくれました。9月10日の新聞に、春日井の西尾工区の工期が5年半遅れるとの記事がありました。名古屋方面に向かって、もろい地質が出てきたので発破による掘削から別の工法に変えるため、と書かれていました。友人の説明は、おそらく花崗岩の地層がもう少し名古屋方面まで続いていると想定していたが、想定より手前で花崗岩ではなくなってしまったため、まさに事前調査で地中の状況が把握しきれなかった事例ではないか、と言いました。瑞浪市大湫の件を見てみますと、今年2月に湧水が発生、観測井戸の水位低下も見られたのに、そのまま掘り進め、5月になって大きな水位低下を招き、さらには地盤沈下まで発生しました。もう少しで次の武並工区に達する場所で、あと数百mだったと思いますが、そういう場所であったので、工事を優先した結果かもしれません。何か起きたところで立ち止まらなかったことが大きな被害に繋がった形と言えるのではないのでしょうか。環境影響評価審査会に提出された平成26年当時のJR東海の調査資料によれば、当該地における断層が予想できた図でした。なぜ審査会の初めに提示しなかったのか、と委員より叱責を受ける場面がありました。これらのことから、御嵩町としてJR東海に対し、トンネル工事着手にあたり要求すべき項目として、①事前調査はできる範囲で細かく行う、詳細に行うよう求めること。②そのデータを開示、説明を行うよう求める。③工事中における管理について、例えば湧水量の管理基準、1分あたり何リットルといった湧水量の基準を定め、この管理基準を超えたら一旦工事を停止し、地上への影響等を確認し、対応について検討・説明するような管理基準の策定を求める。④万一、井戸水が枯れた、沢水が枯れた、湿地の水が減少した、そんな場合の対応策、補償案を求める。⑤そして、先ほど申したとおり町としてチェック、監視ができるよう、専門家・有識者を確保すること。以上が必要であると考えますが、町として工事の着手条件をどのようにお考えでしょうか。静岡県においては、県と専門部会と国との有識者会議で47個の検討項目を整理し、JR東海の計画内容を一つ一つ、事前に検討、評価する作業を続けています。参考になるかと思えます。

最後にウランについての対応です。動力炉・核燃料開発事業団、略して動燃ですが、動燃の過去の調査によると、御嵩町内には美佐野鉱床、謡坂鉱床があります。リニアトンネルルートと美佐野鉱床の距離は500mもありません。日吉トンネルにおけるウラン対応は、品川から239kmP～242kmPまでの約3km区間について、ウラン鉱床に地質が似ている地域として、ウラン濃度の管理を行っています。管理内容は、発生土のウラン濃度、トンネル湧水のウラン濃度、敷地境界の放射線量、敷地境界のラドン濃度、を1日に1回測定するものです。JR東海の報告書によれば、これまでのところ異常値は出ていません。美佐野トンネルについて、JR東海は、ウラン鉱床は避けた、と言い切っていますが、先ほど申し上げたとおり地中のことですから、ないと言い切れるものではありません。万一の場合を考えれば、242kmPは日吉トンネルと美佐野トンネルの境界であり、美佐野トンネル側においても同様の管理手法をJR東海に要請すべきと考えます。以上、いろいろ述べてきましたが、最後に7つの質問事項にまとめました。

1. 要対策土について、御嵩町内に要対策土の恒久処分場は認めない、という考えでよろしいでしょうか。

2. 健全土について、重要湿地と認められる場所、特に候補地Bは残土置き場としない、という考えでよろしいでしょうか。

3. 健全土の安全性について、JR東海に要対策土が紛れ込まないような検査体制を求め、高盛土委員会の盛土に対する指摘事項の順守を求める考えはありますか。

4. 健全土の残土置き場について、町としても積極的に探索に協力するが、全量を町内で受け入れなければならないとは限らない、という考えでよろしいでしょうか。

5. トンネル工事の着手にあたり、町はJR東海に対し、次のような条件を求める考えはありますか。「詳細な事前調査を行い、調査データの開示、説明を求めること」、「工事中における管理基準の策定を求めること」、「万一の場合、井戸水が枯れた、沢水が枯れた、湿地

の水が減少した、等の対応策、補償案の策定を求めること」

6. 町主導のチェック、監視ができるように予算をつけ、有識者・専門家による安全性のチェック、監視体制を構築する考えはありますか。

7. ウランについて、町はJR東海に対し、日吉トンネルに準じた管理体制を求める考えはありますか。

以上、ご回答のほどよろしく申し上げます。

○町長

はじめにJR東海との発生土置き場計画の協議状況を申し述べます。これまでのところ、本町が申し入れた瑞浪市における地下水位の低下事案に係る対応に、JR東海は応えられる状況にないとの認識であり、協議一時停止の状況から変わりがございません。よって、質問へのお答えが令和6年第2回定例会の答弁内容と多々重複ならざるを得ない旨をあらかじめご承知いただきますようお願いいたします。

質問の1点目についてお答えします。リニア美佐野工区から発生する要対策土は、前提として、JR東海から候補地Bへ封じ込め工法による恒久処分計画を提案されたものです。この計画に対し住民の不安感が払しょくされないこと、リニア沿線工区の近隣他市では専門処理施設等で処理されている事例があること等から、置き場計画審議会での議論・答申を経て、町は要対策土の候補地Bへの搬入・恒久処分は認めず、対策を求める方針で協議に臨むことをJR東海に伝達いたしました。現時点では、候補地Aを含む、町内の他の場所で要対策土を恒久処分しようとする計画はJR東海から提案されてもおりません。計画も無く、前提となる工法・場所も示されていない中で仮定の質問には立場上、お答えし難いところでございますが、先の議会でも答弁いたしましたとおり、健全土を搬入する場所である候補地Aへの要対策土の恒久処分を目的とする搬入は今までのプロセスや審議会の経緯等からして基本あってはならないと、その立場で申し上げてまいります。

2点目、健全土の置き場と重要湿地と認められる場所との関係につきまして、まず、重要湿地の範囲には明確な線引きがないこと、これは周知の通りでございます。その上で、置き場計画地が希少動植物の生息・生育地であり、開発に当たっては自然環境及び生物多様性の保全上特に配慮が必要であるというのが、今までのプロセス、審議会を経た上での共通認識だと考えております。本町としては、希少種の保全で改善できる点を積み重ね、最大限工夫し、一定程度保全が確保されることを前提に、健全土の受入れはやむを得ないと判断し、JR東海と協議・協力しながら保全対策を進めることで協議に臨んでいく方針であることはお伝えしたとおりであります。JR東海には最大限の改変エリアの縮小検討や湿地環境への影響低減、保全モニタリングを求めたいと考えております。

3点目、リニア発生土の検査体制につきましては、先のフォーラムにおいて詳細な説明を受け、質問や確認を重ね、追加の対策をJR東海から引き出してきたところです。すなわちリニア発生土の検査は、県の公共工事での管理基準が5,000 m³に1回の検査であるところ、1日分の掘削量、最大1,500 m³に1回の頻度で行われます。加えて、長尺穿孔探査や先進ボーリングにより前方の地質構造を把握し、地質の変わり目が出現した場合には、発破ごとに検査するとの回答を得ております。この内容は県基準を上回り、要対策土が紛れ込む可能性を下げるための対策がとられていると認識しております。とは言え、県の検査結果の報道によりますと、実際に健全土と判定された区分の発生土の中から基準を上回る検査結果が検出されたとの記事も見聞きするところですので、その場合の迅速、早急な報告と対応については他工区と同様になるようあらかじめ協議し、決定しておく必要があると考えております。また、高盛土委員会から受けた施工に関する留意、指摘事項については、設計や施工計画にきちんと反映し、責任を持って施工し、確実に履行していくとJR東海から説明を受けております。事業主体であるJR東海が責任を持って果たしていくべき事柄であると認識しておりますが、折々のタイミングで反映の説明や履行の報告を求めてまいります。

4点目、健全土の受入れに関するものですが、これほどの大規模かつ国家事業であるリニ

ア本線工事はその多くをトンネル通過する計画であることから、発生土の処理は沿線自治体に共通する課題です。その中でそれぞれの自治体は、少なくとも自域内で発生した健全土の受入れ或いは置き場の確保に向けたJR東海への助力を重ねて進んでいる現状がございます。単なる改変エリアの縮小では行き場のない発生土が残りますので、他に理解が得られる適地があるのか探索への協力は不可欠と考えますが、例えば新庁舎計画地への活用含め、置き場以外での実現性はJR東海と本町、利害関係者との協議・合意一致により決定するものです。本町としては沿線自治体としての責任感を持って課題に向き合い、今後協議・交渉していく中でお示しの方針が実現できるかの観点で判断してまいります。

次に5点目、JR東海に対するトンネル工事の着手にあたっての要求項目については、工事施工の保全計画の提出を受けるに当たって協議し進めていくものと考えており、現段階で言及できる事項はございません。また現在、岐阜県環境影響評価審査会においてトンネル掘削工事に伴う地下水位の低下の影響に関する審議が進行中であり、本町も職員が各回傍聴し、科学的観点に基づくその判断を注視するとともに、正確且つ迅速な情報収集に努めているところです。瑞浪市大湫町での事例を本町にそのまま当てはめることはできないとはいえ、審査会では先行事例としてリスク回避の示唆に富む議論が出ていると認識しております。これまでの議論を通じ、地層の変わり目などリスク管理が特に必要な区間においては事前調査の実施と共に迅速な報告とデータの公表・開示を、著しい湧水量の増加時には即時の工事中断も含む対応の検討・確認が必要と考えております。また、万一損害が生じた場合は代替の補償を用意しつつ元への復旧を目指して住民理解を得ていく対応が必要だと捉えております。こういった観点からあらかじめ求め、確認しておくことを審査会における整理も参考にしながら対応していきたいと考えております。

6点目、安全性のチェックと監視体制の構築についてですが、本線トンネル工事と発生土置き場の盛土工事は共にJR東海が事業主体であり当然、安全対策は適切かつ慎重に計画し施工を行っていくべきものと認識しております。管理施工の責任は全てJR東海が負いますが、町としては工事の進捗を適宜確認しながら折々のタイミングでの報告を義務付け、予防の観点から言うべきことは言う姿勢でリスク管理を図っていきたくと考えております。特に発生土置き場の盛土工事については、答申の方針に沿ってJR東海の施工計画を確認・協議していく中で、町が主体的に関われるチェック体制を検討してまいります。具体的には、JR東海から地元自治会や町が施工・保全計画及び施工の状況の説明を受けるとともに、工事の現地確認に立会い、必要に応じてトンネル工事や盛土工事に長じた有識者等に助言や現地確認への同行を依頼するといった形で関与できる体制を想定しており、そのために必要な費用については町が予算措置することを考えております。

最後に7点目、ウランの管理体制についてです。まずもって、瑞浪市、土岐市と本町区域にある当該地域は、昔からラジウム温泉郷として栄え、今でも自然の恵みを生かし享受して成り立っております。ウラン鉱床やラドン、ラジウムの組成の仕組みや実地の測定放射線量など、ともすれば風評被害につながりかねませんので科学的に正確な情報を発信することが、地元自治体の責務であると思っております。ウランについては、既にフォーラムでその成り立ちから詳しく説明され、有識者も交えて確認を行いました。過去の調査・文献等からウラン鉱床の位置は把握されており、トンネル本線のルートはウラン鉱床を回避していることが確認されております。さらに慎重を期するため、ウラン鉱床に地形や地質が類似する「花崗岩上部に堆積した瑞浪層群の土岐夾炭累層」（以下「類似地質」といいます。）があると考えられる区間は管理示方書が作成され、発生土の管理方法が定められています。この管理示方書の「適用範囲」は工区境で定めているのではなく、「類似地質の分布するエリア」とされ、現状は239k130m付近から242k000mまでが適用範囲となっております。類似地質が242k000mを越え、美佐野工区にも分布するのであれば、管理示方書の適用が及ぶ範囲となりますが、美佐野工区内において、類似地質はないとの説明を既にフォーラムで受けております。日吉トンネル南垣外工区の西側、本町側は、11月末日現在、残り約1キロのところまで掘り進められており、今後、本町との工区境まで掘削が完了する段階で状況が確

認できると思われます。仮定の話となりますが、その段階でも類似地質の終端が確認できなかった場合は、J R 東海が改めて類似地質の終端に至るまでを確認する「先進ボーリング」を行い、地質や地層の状況やコアのウラン濃度を事前把握した上で、有識者と協議し、具体的な対応を決定するとの説明をフォーラムでの求めに対する回答として受けております。なお、これまでに日吉トンネル南垣外工区の掘削工事でウラン濃度、トンネル湧水のウラン濃度、敷地境界放射線量の管理基準値を超えたことが一度もないことは、J R 東海の年次報告書に記載・公表されております。いずれにしても、本町美佐野工区の路線はウラン鉱床に当たる可能性は限りなく低いとの有識者の見解もあり、かつ当該工区の東端、類似地質が分布する可能性が残るエリアは、日吉トンネル南垣外工区の掘削完了に伴い、その分布がないことを確認した上で掘削されることとなります。また、例え分布があったとしてもその場合は、先進ボーリングによる十分な調査・検討のうえ、町の求めによらずとも管理示方書が適用される範囲として掘削されることになると考えています。以上です。

○鈴木議員

今、中断してるものですから、具体的な内容が進んでいないというのは理解しますが、半年以上過ぎてしまって、やはり協力していかなきゃいけないという姿勢が元々あるわけですから、そうは言うものの検討は進めていかなければいけないかなと思っています。

まず要対策土と健全土について2点確認したいと思います。先ほど要対策土について、候補地BはJ R 東海から申し出があって、それに対してはノーであるというご回答を改めていただきました。そして、候補地Aについても、候補地Bの考え方からすれば、あってはならないこと、ということで、候補地A、Bともに基本的に受け入れられないということであれば、ある意味では、あのエリアで受け入れることはできないというふうに拡大解釈もできるので、ぜひその方向でお考えいただきたいと思います。

それから健全土について、まず候補地Bをどのように考えておられるのか、今ひとつ分からないので、もう一度質問します。候補地Bは重要湿地のエリアであるという認識でよろしいでしょうか。そして、やはり重要湿地というのは保護保全が優先ですから、いくら縮小すると色々な策を講じて、結局は重要湿地を埋めるということになるのは、ほぼ保全を放棄しているということに近いんじゃないかと思うんですけど、候補地Bについて町はどのように考えておられるのか、もう一度回答をお願いします。

○町長

まず先ほども申しましたけれども、重要湿地の範囲については明確な線引きがないということから断言することはできないというのが実情でございます。それとともに、一部が重要湿地に含まれる可能性があるということは認識しております。その点を踏まえまして、J R 東海には最大限の改変エリアの縮小検討、そして湿地環境への影響軽減、これを求めていくということには変わりはありません。J R 東海は候補地Bの置き場を元々、要対策土の恒久処分を前提に取得の意向を示しておりましたが、今後その前提を変える協議に臨もうとしておりますので、その協議の中で土地の取り扱い等の活用も含めながら確認をしてまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木議員

最大限ということは、ゼロにしてもよろしいかと思っておりますので、そこも視野に入れて、残土を入れない、というのが最大限の縮小だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、トンネル工事の着手の関係ですが、第3回定例会で、大湫問題について、事案の推移や県審査会の議論を見定める必要がある、ということで前回ご答弁いただきました。審査会は既に8回を数えております。内容についてどのように見ておられますか。そして、美佐野についてどの部分を参考にされようというお考えがありますか。お答えをお願いします。

○町長

審査会では、先行事例としてリスク回避の示唆に富む議論がなされていると認識をしております。これまでの議論を通じまして、例えば地層の変わり目などリスク管理が特に必要な区間におきましては、事前調査の実施と共に迅速な報告とデータの公表・開示といったものを求めていく必要があるかと思っております。また、著しい湧水量の増加時には即時の工事中断といったことも含めて対応の検討・確認が必要とも考えております。また、万が一あってはならないことではございますけれども、損害等が生じた場合については、代替の補償を用意しつつ元への復旧を目指して、住民理解を得ていく対応が必要になってくると感じております。

○鈴木議員

審査会については、まさに町長のおっしゃるとおりだと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、第3回定例会で町として8月に井戸などの利用状況の調査をして、来年度に水位・水量調査をすると回答されていますが、調査状況の結果、また来年度に考えておられる具体的な調査や場所とか、そういうものについてご説明いただければお願いしたいと思います。

○町長

今年度8月に本町が実施をいたしました地下水等の利用状況調査でございますが、これまでJR東海が把握していた箇所に加えまして、専門用語になりますけど「高橋の水文学的方法」というものによりJR東海が設定した町内の地下水への影響が予想される範囲、その外になりますが、個人では5世帯で井戸7ヶ所、沢1ヶ所、事業所では3事業所で井戸4ヶ所の地下水等の利用を新たに把握いたしました。これまで把握していた箇所と合わせますと、地下水等の利用状況といたしましては井戸が42ヶ所、沢の利用3ヶ所、池が1ヶ所、計46ヶ所ということになってまいります。本線トンネル工事にあたっての地下水等のモニタリング地点、あるいはモニタリング方法については、JR東海が今後作成されます、環境保全計画書等の中で定められていくということになってまいります。地下水等の事前調査は現在もJR東海によって実施されておまして、先ほどの方法により地下水の影響が予想される範囲内の井戸等の地下水源の他、その範囲外の周辺の代表地点においても、水位・水量の調査が行われております。

来年度、本町は独自の現状把握として、水位・水量調査を予定しておりますけれども、調査地点については、把握した合計46地点の中からJR東海の調査を行っております地点の重複を避け、選定をしてみたいと思っております。また、湿地の中から数ヶ所、現在の状況を記録・把握する調査を考えております。なお、調査地点となる井戸は、個人所有の井戸になるということもございますので、その情報については留意しながら公表する方法などについても検討してみたいと思っております。

○鈴木議員

今のご回答の中で、湿地の状況とか水量も含まれるという回答であったと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○町長

そのとおりでございます。

○鈴木議員

JR東海は、先ほどのウランの問題もそうなんですけど結構言い切っちゃうんですね。とこ

ろが、先ほど申し上げた通り西尾工区というのが春日井市にあるのですが、花崗岩がずっと続いていると思っていたら無くなってしまい、工法が変わって5年も伸びる。何を調べていたのか、という部分があって。J R 東海は結構言い切ってしまうんですけど、これは友人も言っていましたけれども、ボーリングは1 km おきとか3 km おきにしかやらないので、その間は推測しかない。したがって、掘りながら見ていくということで、今回掘りながら見ていたら、まさに花崗岩が無くなってしまった。それで工法が変わり、さらに5年もかかるということです。先ほどのウランの話でも出ましたが、そういう地層が無い、という前提で始まってしまう。そうではなくて、あるかもしれないということで、ぜひ J R 東海には事前の調査、もう一步進めた調査というのをお願いしていただきたいなと思います。

J R 東海のリニア計画推進の3つの重視する点、ご存知かと思いますがホームページを見ていただいても分かるのですが、J R 東海は3つのことを約束しています。①工事の安全、②環境の保全、③地域との連携、この3点を重視し工事を進めると宣言しています。ですからこの3点、特に環境の保全、地域との連携、この辺りについては十分に町側の要請を、ちょっと過大になっても要望していかないと、やはり民間企業ですので、どうしてもコスト削減が優先する面も無きにしもあらず、ぜひそういう目で見えて要求をしていただきたいと思います。決してこちら側から妥協する必要はないと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、協議中断の再開の目途というのをどのようにお考えかだけお聞きして最後の質問にします。

○町長

審議会が8回行われたということもございますけれども、なかなか進んでいないという実情は議員も把握しているとおりで思っております。何らかのやはり検証、あるいはそれを踏まえた対策という部分が具体的に示され、ある程度目途が立ってこなければ、というのは当然でございます。ただ、やるべきところという部分の事前の把握であるとか、調査であるとか、そういった手をつけられる可能性があるとするれば、そういったものも進めていきたいと思っておりますが、いずれにしてもそちらの結果、経過という部分を見据えながら進めていくということになります。なかなか今、この時期からという目途は立てにくい状況かと思っております。

○鈴木議員

色々ご回答いただきありがとうございます。ぜひ、中断をしているので、勉強する時間があるということですので、色々な調査、あるいは他市の調査など、長野県では橋脚の足元の土盛りの中に要対策土を埋めるということを出し出して、川へ流れたらどうするのか、ということで地元が大反対しているということもあります。あの手この手、色々考えてきますので、ぜひご対応のほう注視していただきたいと思っております。これで質問を終わります。

以上